

広域計画策定委員会
高齢者福祉施設等在り方検討分科会
報告書の概要

令和2年10月
長野広域連合事務局



長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の在り方について、短期間で集中的に、調査・検証し、本課題に関する「平成19年の提言」についても再評価した結果、介護サービス収入に加え、別途、運営経費に充当する財源を必要とする財務状況のため、長野広域連合において現在の高齢者福祉施設等の運営を継続していくことは困難と考える。

このことから、多様なサービスの展開が可能な社会福祉法人へ長野広域連合の高齢者福祉施設等を移管することによって、構成市町村及び長野地域住民の負担の上昇を抑えるとともに、持続的な高齢者福祉サービスの供給を可能とするためのオプションの提案をもって、本分科会の報告に代える。

なお、長野広域連合事務局においては、本報告を踏まえ、速やかに社会福祉法人への移管に着手することを求める。

1 はじめに（在り方を検討する理由）

2 高齢者福祉施設等の運営状況

- (1) 長野広域連合の高齢者福祉施設等
- (2) 利用状況
- (3) 収支の状況

3 行政の役割の変化

- (1) 民間事業者によるサービスの提供
- (2) 高齢者福祉施設等の移管
- (3) 法人化推進の背景
- (4) 高齢者福祉施設等の方向性

4 平成19年「提言」の再評価

- (1) 移管対象施設
- (2) 社会福祉法人化の時期
- (3) 社会福祉法人化の効果
- (4) 速やかな対応

5 新たなオプションの提案

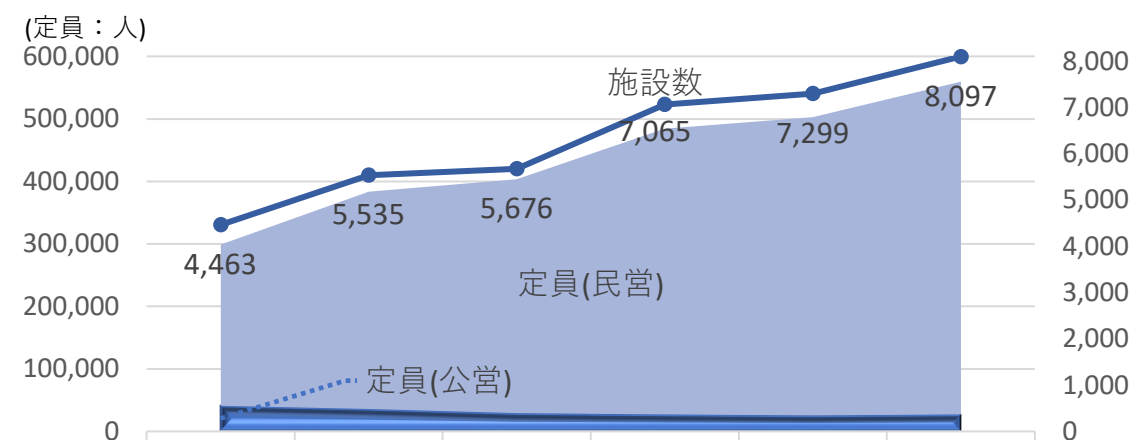
オプションの提案により報告とする

- (1) 収支改善努力の継続
- (2) 移管推進に当たっての配慮
- (3) オプション提案
 - ・ 移管先となる社会福祉法人の新規設立
 - ・ 段階的な施設移管
- (4) 法人化に伴う財産処分

(1) 高齢者福祉施設等の在り方検討のねらい

高齢者福祉施設等の運営については、社会福祉法人をはじめとする民間事業者が担い手となっている状況に鑑み、長野地域における高齢者福祉サービスの適正な供給体制を担保しつつ、長野広域連合の高齢者福祉施設等の運営において不足する財源について、構成市町村が補っている負担額の最小化を図ることを通じて、高齢者福祉施設等の運営に要する経費の住民負担の上昇を抑制する。

特別養護老人ホーム 施設数・定員の推移（全国）



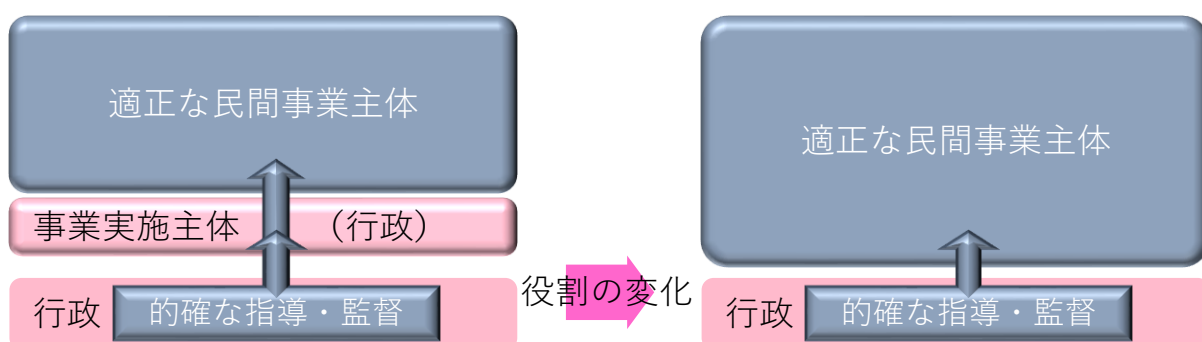
	H12	H17	H22	H27	H29	H30
施設数	4,463	5,535	5,676	7,065	7,299	8,097
定員(公営)	40,929	35,734	29,307	27,292	25,416	27,185
定員(民営)	257,983	347,592	374,006	457,061	477,262	532,577
定員計	298,912	383,326	403,313	484,353	502,678	559,762

(厚労省：介護サービス施設・事業所調査)

(2) 行政の役割の変化

介護保険制度の施行から20年が経過し、社会福祉法人などの民間事業主体は、確実に効果的な高齢者福祉施設等の運営の実績を積み重ねている。また、民間活動の領域を拡大することにより、行政に要する経費の抑制を通じて住民負担の上昇を抑える行政改革を推進する観点からも、長野広域連合が運営している高齢者福祉施設等については速やかに社会福祉法人へ移管することが適当と考えらる。

しかしながら、高齢者の生活場所の地理的な状況などにより、民間事業所の参入がみられず、必要とする居宅サービスの利用が困難である地域や、行政の「措置」を待たなければならない養護老人ホームについては、民間事業主体だけでは十分な提供体制を確保できない場合も想定される。こうした場合には、必要な福祉サービスについて、長野広域連合が運営している高齢者福祉施設等は補完する役割を担う必要がある。



長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等の在り方に関しては、平成19年に、有識者で組織された在り方検討懇話会から「提言（平成19年1月）」がなされており、当該提言の一部(*)については具現化されている。

本分科会の検討に当たり、平成19年「提言」の再評価を行った。

(*) 社会福祉法人へ移管した施設 : 七二会荘(H22) 杏寿荘(H26) 須坂荘(R3予定)

(1)移管の対象施設等

<平成19年 提言>

「原則として、長野広域連合の養護老人ホーム2施設、特別養護老人ホーム8施設全てを社会福祉法人化の対象とすることが適当」

引き続き、長野広域連合の全ての高齢者福祉施設等について、社会福祉法人への移管の対象とする。

ただし、施設が立地する地域の状況や対象事業の内容によって移管の難易に大きな差があると推測されるため、施設ごとの比較評価によって予め「移管の難易」を整理する必要がある。

(2)社会福祉法人化の時期等

<平成19年 提言>

「社会福祉法人化は、段階的に実施していくことが適当」

「実施する時期については、利用者や家族に対する説明、移管する社会福祉法人の公募から選定及び職員の処遇に係る調整など整った施設から2年から3年程度の間隔を置きながら段階的に移管を進めることが適当」

財政調整基金の残高及び厳しさを増す構成市町村の財政状況を踏まえると、早急に民間事業者へ移管していく必要がある。

介護報酬の見直しなどにより、既存の社会福祉法人は事業拡大に消極的な姿勢も伺えることから、平成19年提言の「一施設ずつ、期間を空けて段階的に移管」するとした手法を見直す必要がある。

<法人化における応募法人数の推移>

施設名	移管年	(説明会参加法人数)	応募法人数	移管先
七二会荘	平成22年	(8)	6	(福)長野南福祉会
杏寿荘	平成26年	(9)	6	(福)大志会
須坂荘	令和3年(予定)	(4)	2	(福)グリーンアルム福祉会

(3)速やかな対応

介護保険制度が施行されて以降、「高齢者福祉サービスの提供」に関する行政の役割は変化している。

長野広域連合においても、高齢者福祉施設等の民間主体への移管を進めているが、3施設の移管に10年以上の期間を費やしている。運営経費の一部を補填している財政調整基金の枯渇が迫っている現状を踏まえると、これまで以上に速やかな対応が必要である。

長野広域連合において、介護サービス収入に加え、別途、運営経費に充当できる財源が得られなければ、現在の高齢者福祉施設等を継続していくことは極めて困難な状態である。

こうしたことから、構成市町村及び長野地域住民の負担の上昇を抑えるとともに、高齢者福祉サービスの供給を持続するため、柔軟で、多様なサービスの展開を可能とする社会福祉法人へ、高齢者福祉施設等の速やかな移管を推進するためのオプションを提案する。

(1)移管までの施設運営

①収支改善努力の継続

移管までの間、稼働率の向上や運営経費の節減など最大限の収支改善努力を継続

②移管推進に当たっての配慮

利用者及びそのご家族が、納得できる丁寧な説明と安心して利用できる移管先の選定に努める。

また、職員の意向を踏まえた処遇など施設等に従事している職員の理解も欠くことはできない。

(2)オプション1（社会福祉法人の新規設立）

既存の社会福祉法人からは、将来の事業拡大に慎重な姿勢が伺え、一施設ごとの段階的な移管方法は、期間が長くなるほど困難が予想されるため、可能な限り高齢者福祉施設等を、一括して、短期間で移管する方法として「社会福祉法人の設立」を提案する。

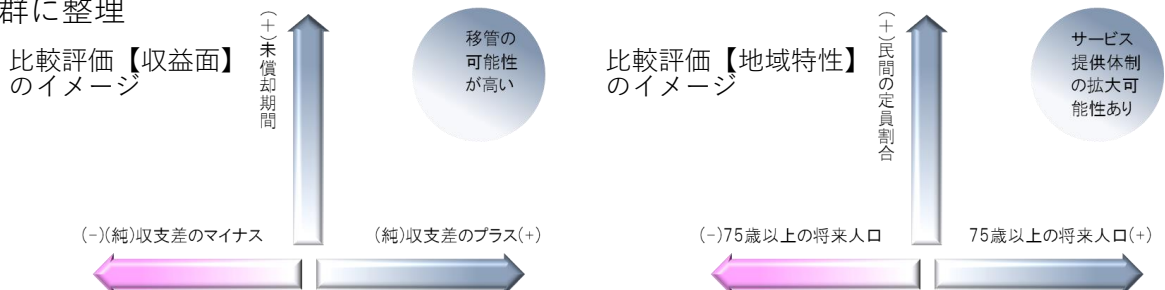
長野広域連合が中心となって新規設立する社会福祉法人へ施設等を移管することで、従事する職員の変動が小さく、利用者とそのご家族が安心して慣れ親しんだサービスの利用継続が期待できる。何より、短期間で高齢者福祉施設等の移管が期待できる。

ただし、社会福祉法人の設立に当たって不可欠となる、年間事業費の1/2分の1以上に相当する現金等の運用財産（1/2分の2以上に相当する現金等を有していることが望ましい。）について、長野広域連合や構成市町村の支援が必要となる。

(3)オプション2（施設群ごとに対応を選択）

①比較評価の実施

「収益面」及び「地域特性」によって施設の比較評価を行い、移管の難易に応じた施設群に整理



②収支差がプラスの施設

プラス収支の施設は、移管優位な施設と考えられるため、適切な時期に移管

③移管困難な施設群

建物償却の残存期間が僅かで中山間地域に立地する施設の移管は、困難が推測される。これらの施設群について移管先が存在しない場合には、「地域」の限られたサービス資源として、長野広域連合が運営を継続することにより、一定期間、サービス提供体制を維持する必要がある。